

お知らせ（薬） 017  
平成26年12月11日

### 医薬品マスターの改定について

今般、平成26年12月11日付け厚生労働省告示第467号及び同第468号に基づき医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

同第467号による医薬品について、医薬品名と規格単位が32文字を超えるものは、別紙1のとおり「医薬品名・規格名」欄の漢字名称等を省略し、また、薬価基準収載医薬品の商品名について、別紙2のとおり新たに医薬品コード（63品目）を設定しましたので、併せてお知らせします。

なお、当該告示及び薬価基準収載医薬品の商品名は、平成26年12月12日から適用のため、医薬品マスターの「変更年月日」欄を「20141212」に設定し収載しております。